

ヤングケアラー支援対応ガイドライン

大切な人のために頑張っている子どもたちに
私たちができること

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会

令和5年 10月

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な社会的背景が、子どもの暮らしにも影響を及ぼし、家族のケアのために、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う「ヤングケアラー」の存在が顕在化してきました。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

まずはわたしたち福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携して早期に発見し支援につなげる必要があります。

そこで、海老名市では、令和3年9月に分野横断的な連携組織として「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会」（以下「連絡会」といいます。）を立ち上げました。

同年10月に、関係機関職員の認識を深めるため、ヤングケアラー講演会を開催し、12月には市内の実態を把握するために、実態調査を行いました。

この調査は、ヤングケアラーやその家庭に接する可能性のある関係機関を対象に、ヤングケアラーに対する職員の認知度や、実際にヤングケアラーがいるかどうかについて尋ねたものです。（調査結果の概要は後の章にてご紹介します。）

調査の結果、市内にもヤングケアラーが存在すること、また、家庭環境やケアの状況などがある程度把握できました。

また、回答いただいた方からは、「いわゆる“家のお手伝い”と“ヤングケアラー”の線引きが難しい。」「発見したらどこにつなげたらよいのかわからないのが不安だ。」などの意見があり、課題が明確になりました。

市では、令和4年度の取り組みとして、連絡会において関係者の気づきのためのポイントを示した「気づきシート」の作成、発見から相談機関へつなげるフローについて検討しました。

本ガイドラインは、こうした検討の結果や、ヤングケアラーを支援する際に配慮いただきたい点などを広く関係機関にご紹介するために作成しました。

1人でも多くの方が手に取り、ヤングケアラーへの認識を深めるとともに、ヤングケアラーの声なき声に気づくことができる視点を持っていただきたいと願っています。

ヤングケアラー支援対応ガイドライン
大切な人のために頑張っている子どもたちにわたしたちができること

目次

- 1 ヤングケアラーを正しく「理解する」・・・・・・・・・・ 1
- 2 ヤングケアラーの心に「寄り添う」・・・・・・・・・・ 2
- 3 海老名市内の実態を「知る」・・・・・・・・・・ 3
- 4 いち早く「発見する」 ・・・・・・・・・・ 6
- 5 相談機関に「つなぐ」・・・・・・・・・・ 12
- 6 関係機関から、“支援の糸”を「のばす」・・・・・・・・ 14
- 7 子どものSOSを「受けとめる」 ・・・・・・・・・・ 16
- 8 資料編 ・・・・・・・・・・ 18

1

ヤングケアラーを正しく「理解する」

1-1 ヤングケアラーの定義

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを「ヤングケアラー」といいます。

「お手伝い」と「ヤングケアラー」を区別するポイントは、子ども自身の権利が侵害されていないかという点に着目することです。

? ヤングケアラーって?

《こども家庭庁ホームページより》

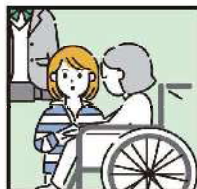
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



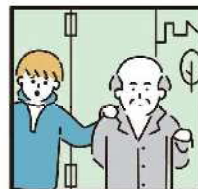
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼い子どもの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

1-2 「権利が侵害される」ってどういうこと?

ヤングケアラーは、生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う大切な時期であるにもかかわらず、心身の健康と生活の質の低下に苦しんでいる可能性があります。

特に、家族のケアを理由に、学校に行けなかったり、宿題などの勉強に割く時間が作れないなど「**教育を受ける権利**」の侵害、友達と何気なくおしゃべりしたり、遊んだりする時間がなかったり、やりたかったクラブ活動ができないなど「**育つ権利**」、「**遊ぶ権利**」の侵害、子ども自身の衛生面、栄養面のケアが不十分になったり、心身の不調をきたすなど「**健康を守る権利**」の侵害など、深刻な権利侵害があるかどうかに着目することで、「家のお手伝い」との区別をすることができます。

また、これら権利侵害と併せて、出口のないケアという“トンネル”の中にいて、希望を見失い、自分自身の将来像が描けないお子さんもいます。

ケアラーではない他の子どもたちと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長や発達を図られるように支援されることが不可欠です。

ヤングケアラーの心に「寄り添う」

2-1 ヤングケアラーは「悪いこと」ではない

家族のケアは必ずしも「悪いこと」ではありません。

「家族の笑顔のためにやっていること。」「家族のケアをとおして、将来自分のやりたいことが見つかった。」など、プラスの影響も期待できます。

また、「かわいそう」など哀れに思われることを嫌がるお子さんや、ケアを否定されると、自分のしてきたことも否定されたように感じるお子さんもいます。

ヤングケアラーだと気付いても、まずはそのお子さんがどんな「想い」を抱いているのかを知り、その気持ちを尊重する必要があります。

2-2 ヤングケアラーは「自覚」がない

子どもは、よその家庭の状況を知らないため、自分のおかれた日常を「当たり前」と感じていることが少なくありません。

子どもたち自身にも、ヤングケアラーの認識を普及啓発する必要があります。

2-3 ヤングケアラーは「SOS」を発信しにくい

令和 3 年度に市内の中学生を対象として行われた実態調査では、悩みを相談した経験がないお子さんが約 74%、その理由は「誰かに相談するほどの悩みではないから」が約 85%でした。

ケアの負担感などを周囲に相談してもいいのだということを知らない子どもが少なくありません。たとえ相談先を知っていたとしても、子どもが、市役所窓口や相談機関に相談するということは、とても勇気のいることだということを理解しましょう。子どもに最も身近で信頼関係のできた大人が、子どもの気持ちを受け止めてあげることが大切です。

2-4 ヤングケアラーの「孤独」や「葛藤」を理解する

日頃から大人の役割を担っていることで、大人びていることがあり、他の子どもと話が合わなかったり、同年代の子どもと遊ぶ時間が少なかったりすることで、孤立感を感じやすいと言われています。

また、自分の境遇や介護している家族などに対して生ずる、マイナスの感情に、罪悪感や葛藤を抱いているお子さんもいます。ヤングケアラーに対し、「えらいね。」

「親孝行だね」など、良かれと思ってかけた言葉が、子どもたちの葛藤を深め、本音や弱音を吐露することができなくなる場合があると言われています。

時には、そんなマイナスの感情も含めた子どもの“想い”をまるごと受け止め、気持ちに寄り添い、一緒にその将来を考えたり、助言をするなど、伴走型の支援を試みてみましょう。一歩踏み込んで子どもの心に触れてください。

「あなたは一人じゃない。もっと大人を頼って。」と伝え続けましょう。

海老名市内の実態を「知る」

令和３年度、市は小中学校の教員をはじめ、介護や障がいの事業所や相談支援機関など、ヤングケアラーの家庭に接する可能性のある関係機関を対象に、実態調査を実施しました。344 の機関（事業所）に所属する 1,724 人の方に回答いただきました。

同時に、市教育委員会では、市立中学校の 3,363 人の生徒全員を対象としたアンケート調査を行い、3,012 人の生徒から回答を得ました。

まだ、関係者にも中学生自身にも、ヤングケアラーの認識が曖昧な状況で実施した調査のため、正確な実態とは言えませんが、少なくとも一定数のヤングケアラーが、私たちの身近にもいることを知ってください。

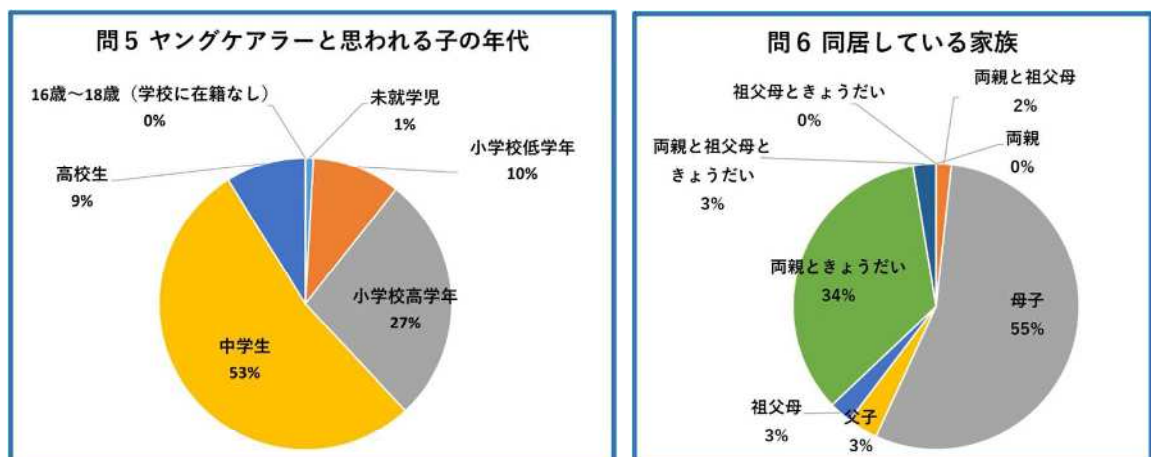
3-1 関係機関(周囲の大人)の認知度、実態把握

「ヤングケアラーに該当すると思われる子どもがいますか」という問いを皮切りに、そのお子さん自身や家庭の実態を把握するための質問を設けました。

調査に当たっては、まず関係機関のヤングケアラーに対する認知度を聞きました。結果は全体の認知度が80%で、小中学校の教員や学童、ケースワーカーなどは90%以上の高い割合となりました。今後はこの認知度を限りなく100%に近づけるため、さらなる周知啓発が必要です。

【主な結果】

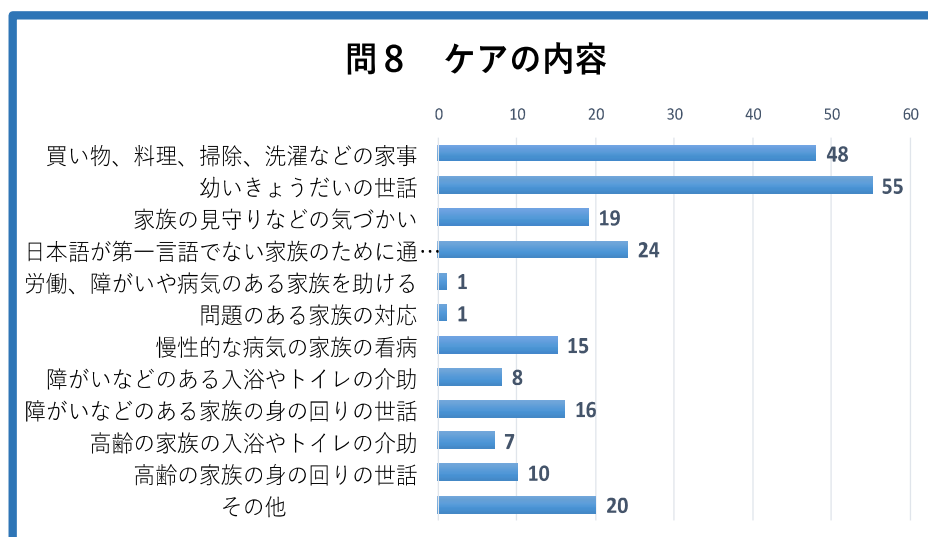
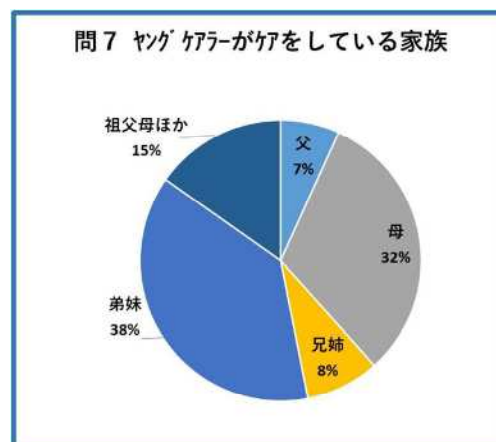
- (1) ヤングケアラーと思われる子どもの数…のべ93世帯、116名
- (2) 年代…①中学生60名 ②小学校高学年30名
- (3) 世帯構成…①母子世帯55% ②両親と兄弟の世帯34%
- (4) ケアをしている家族…①弟妹38% ②母32%
- (5) ケアの内容（複数回答）…①弟妹の世話55人 ②家事48人



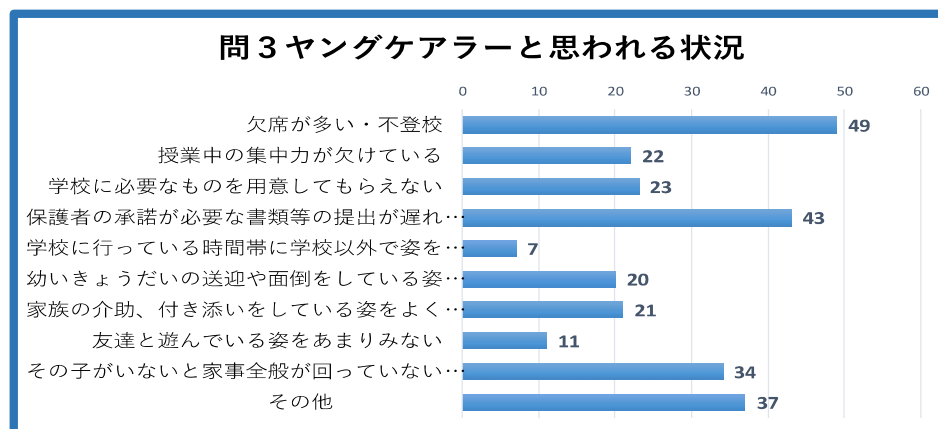
3-2 調査結果から読み解く

調査結果からは、世帯構成別では「ひとり親家庭」に多く存在するということ、ケアの内容は「幼い弟や妹などの世話」が多いということなど傾向が明らかとなりました。

「もしかしたら」という気づきのヒントや支援策を研究する際の参考として活用できるデータととらえています。



ヤングケアラーの気づきのきっかけは、学校での欠席や不登校が最も多く、宿題や書類提出の遅れなどを併せると、学校現場での発見の確率が高いことがわかります。学校だけでなく福祉や地域の大人の目で一人でも多くのヤングケアラーを発見できる仕組みづくりが求められます。



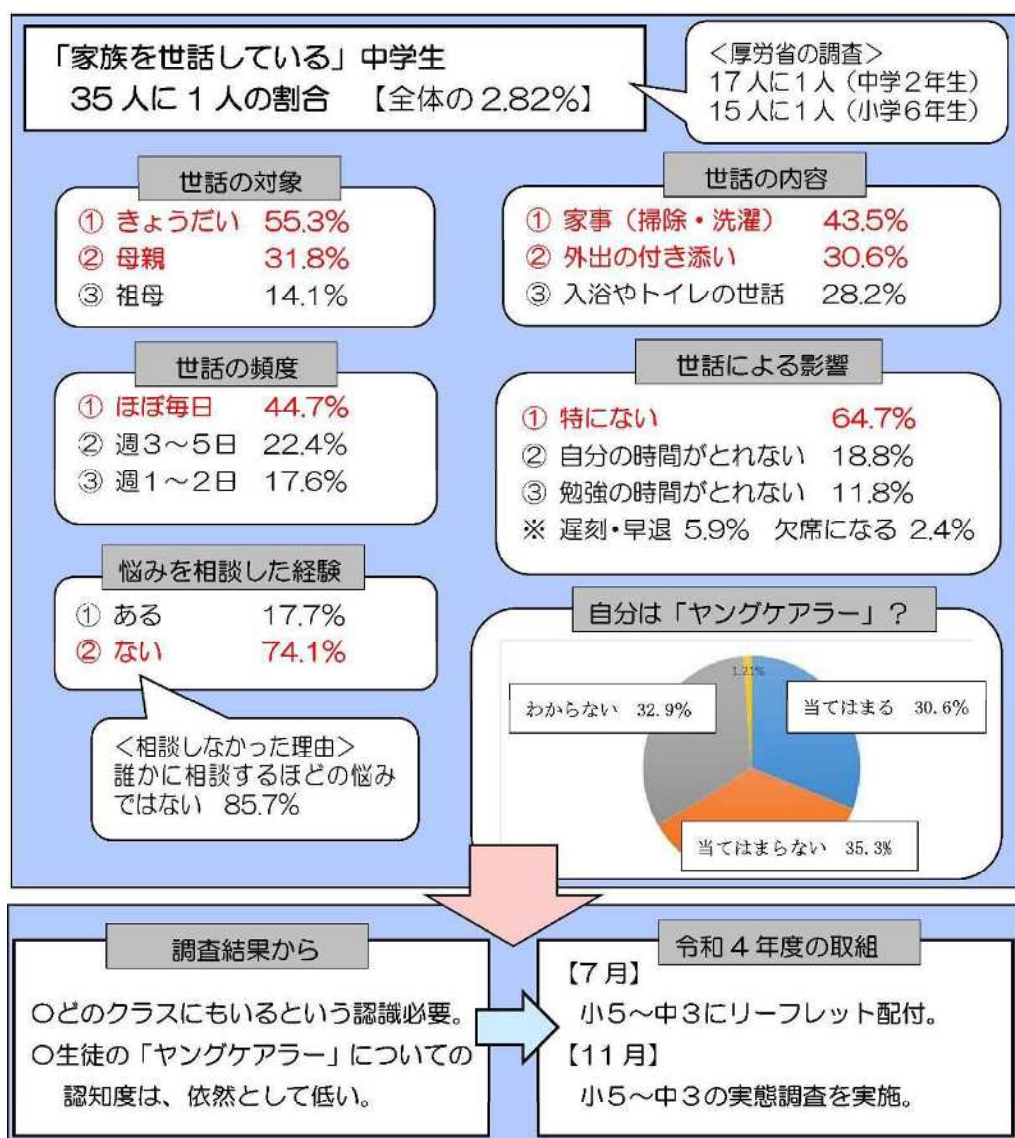
3-3 子ども自身の認識からみえてくること(中学生実態調査の結果から)

「お世話をしている家族がいる」と答えた85人中、自分はヤングケアラーであるとの認識している生徒は58人と、データに開きがありました。

「お手伝い」の域を超えない家事負担であるケースも考えられますが、ヤングケアラーと認識していない子どもが存在する可能性も考えられます。

今回の調査では「家族のお世話をしている」中学生は35人に1人の割合で存在し、概ね1クラスに1人はいるという結果が出ています。

また、悩みを相談したことがないと答えた生徒が74%以上いたことから、子どもが、自分のおかれた状況を当たり前の日常にとらえ、疑問や悩みを表出できない状況、「こんなことを相談してもいいのだろうか?」と相談を躊躇してしまう状況などが考えられ、生徒自身からSOSを発信することの難しさが明らかとなっています。



海老名市教育委員会中学生実態調査結果概要（令和4年1月7日～28日実施）

いち早く「発見する」

ヤングケアラーは、周囲の大人の気づきがとても重要です。

子どもは、自分からSOSを発信しづらいからです。

子どもや家庭とかかわりのある関係機関の大人が、常に「もしかしたら、ヤングケアラーかもしれない」という視点をもって接することが、早期発見につながります。

子どもが子どもである時間は限られています。①誰もが ②わかりやすく ③同じ視点でヤングケアラーを発見できるツール「気づきシート」を利用して、お子さんからのSOSを見逃さないようにしましょう。

4-1 分野別「気づきポイント」

「気づきポイント」は、全ての分野共通のチェック項目もあれば、それぞれの分野ならではの独自の項目もあります。

日頃かかわりのあるお子さんやその家庭、近所で見かけるお子さんやその家庭など、少しでも気がかりな点があれば、下記の項目でチェックがつかないか、確認してみてください。

特に、☆マークは深刻な事態を示しています。一つでも☆マークがあったら、次のステップ「相談機関へつなげる」へ進んでください。

分野

教育

機関・団体	学校・学習支援・SSW・SCなど
ポイント	☆本人の健康には問題なさそうだが欠席が多い。 ☆家族のケアの負担を訴えている。 ☆将来に対する不安や悩みを口に出している。 ☆児童・生徒から相談があった。 ☆以前に比べふさぎ込んでいる。 ☐ 不登校 ☐ 遅刻や早退が多い。 ☐ 保健室で過ごすことが多くなった。 ☐ 授業中の集中力が欠けている。または居眠りが多い。 ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い。 ☐ 急に成績が落ちた。 ☐ 日頃から成績不振

	☐ 学習意欲が低下している。 ☐ しっかりしすぎている。 ☐ 優等生でいつも頑張っている。 ☐ 子どもに精神的な不安定さがある。 ☐ 保護者の承諾やサインの必要な書類の提出が滞る。 ☐ 学校に必要なものや提出物、収納金の忘れ物が多い（滞る） ☐ 部活動を休みがちである。（やめたいと訴える。） ☐ 修学旅行や学校の行事を欠席する。 ☐ 進路的な意向があらわされない。 ☐ 服装が乱れてきた。 ☐ 極端に痩せて（太って）きた ☐ 学校に行っているべき時間に校外で姿を見かける。 （地域から、見かけたという情報提供があった。） ☐ 街中で家族の介助をしている姿を見かける。 （地域から、見かけたという情報提供があった。） ☐ 友達と遊んでいる姿を見かけない。 ☐ ひとり親家庭である。
--	---

分野

保育

保育施設では、保護者に代わって幼い兄弟の世話をする様子を、また、学童保育ではお子さん自身の様子にも着目してください。

機関・団体	保育施設・幼稚園・学童保育
気づき	☆家族のケアの負担を訴えている。 ☆将来に対する不安や悩みを口にしている ☆子ども自身から相談があった。 ☆以前に比べふさぎ込んでいる。 ☐ 保護者に代わって、弟妹の送り迎えをしている。 ☐ 保護者に代わって、弟妹の所属する保育施設等との連絡を担っている。 ☐ 保護者に代わって、弟妹の所属する保育施設等との連絡帳や必要書類などの記入を行っている。 ☐ 保護者に代わって、保育施設等との面談に出席する。 ☐ 保護者に代わって、弟妹の身の回りの世話をしている。 ☐ 街中で、子どもたちだけにいる姿をよく見かける。 （地域から、見かけたという情報提供があった。） ☐ ひとり親家庭である

分野 高齢介護・障がい・生活支援

機関・団体	介護事業所・ケアマネジャー・地域包括支援センター 障がい児童通所事業所・障がい者相談支援事業所 生活保護・自立支援・困窮者相談支援・母子父子生活支援・生活福祉資金貸付・ケースワーカー
気づき	☆家族に関する不安や悩みを口にしている。 ☆家族のケアの負担を訴えている。 ☆将来に対する不安や悩みを口にしている。 ☆以前に比べふさぎ込んでいる。 ☆実際に具体的なケアを担っている。 ☆該当児童のほかに、介護を担う家族がいない ☐大人の家族に代わって、事業所との連絡調整役を担っている。 ☐学校に行っているべき時間に在宅している。 ☐学校に行っているべき時間に街中で見かける。 ☐きょうだいの面倒を見ている姿を見かける ☐子どもだけで過ごしていることが多い。 ☐ひとり親家庭である。

分野 医療

機関・団体	医療機関・訪問看護・在宅医療相談室
気づき	☆学校に行っているべき時間に、子どもが親の受診に付き添っている。 ☆学校に行っているべき時間に、子どもが在宅し、親の往診等に立ち会っている。 ☆家族に関する不安や悩みを口にしている。 ☆家族のケアの負担を訴えている ☆将来に対する不安や悩みを口にしている。 ☆該当児童のほかに、介護を担う家族がいない。 ☆以前に比べふさぎ込んでいる。 ☐子どもに精神的な不安定さがある。 ☐子ども自身が必要な病院に通院・受診できていない。

分野

地域

機関・団体	社会福祉協議会・民生児童委員・保護司・一般市民
気づき	☆街中で、家族の介助をしている姿を見かけることがある。 ☆家族に関する不安や悩みを口に出している。 ☆家族のケアの負担を訴えている。 ☆将来に対する不安や悩みを口に出している。 ☆以前に比べふさぎ込んでいる。 □きょうだいの世話をしている姿を見かけることがある。 □子どもだけの姿をよく見かける。 □友達と遊んでいる姿をあまり見かけない。 □身なりが整っていないことが多い。（季節に合わない服装をしている。） □学校に行っているべき時間に街中で見かける。 □子どもだけで食材等の買い出しをしているのをよく見かける。 □ひとり親家庭である。

4-2 ケアしている家族を確認(ヤングケアラーかどうか)

もし、かわわりが深く、もう少し踏み込んだ情報を得られる場合は次のチェック項目を確認してみてください。

①ケアしている家族がいるか	
☐ ケアしている家族がいる	➡ ヤングケアラーである
☐ ケアしている家族はいない	➡ ヤングケアラーではない
☐ 不明	➡ 不明だが気になる点がある

「ケアしている家族がいる」
と確認出来たら

4-3 ケアの状況を確認

ケアする家族がいる(ヤングケアラーである)と確認できた場合、さらにわかる範囲で具体的な状況を確認してください。

無理に聞き出さなくても大丈夫です。次につないだ相談機関が、関係機関と連携して、ご家庭の状況やお子さんの気持ちを確認していくことになります。

②同居している家族	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい（ ）人	☐ その他（ ）

③ケアしている家族	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい（ ）人	☐ その他（ ）

④ケアしている家族の状況	
☐ 高齢である	☐ 幼いきょうだいが多い
☐ 障がいがある	☐ 親が多忙である
☐ 疾病がある	☐ 経済的に苦しい
☐ 精神疾患（疑い）がある	☐ 生活能力・養育能力が低い
☐ 日本語が不自由	☐ その他（ ）

⑤ケアの内容	
☐ 身体的な介護	☐ 生活費の援助
☐ 情緒的な支援	☐ 通院や外出時の同行
☐ きょうだいの世話	☐ 金銭管理や事務手続き
☐ 家事	☐ 服薬管理・投与
☐ 通訳（日本語・手話）	☐ その他（ ）

4-4 子ども自身が今の状況をどう思っているのか(最重要)

ヤングケアラーの支援は、子ども自身の気持ちを確認することが最も大切です。その場合、子どもが信頼できる大人が、子どもの気持ちに寄り添いながら、その意向を尊重する姿勢が極めて重要となります。

支援者は、あせらず、じっくりと子どもの気持ちを引き出してみてください。

5

相談機関に「つなぐ」

「ヤングケアラーかも」と気づいたら、相談機関につなげましょう。
 相談機関は調査などを行って、最初の発見者が得られなかった、詳しい情報を収集し、必要に応じてその先の支援を検討していきます。
 でも、発見者は「つなげたらおわり」ではありません。
 必要に応じて、それぞれ役割分担をして子どもや家庭を取り巻く関係機関が手を携えヤングケアラーを地域で見守り、支援していきます。

5-1 発見から相談までの流れ（フローチャート）

小中学校、学童保育、学習支援、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保育施設、幼稚園、介護事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、障がい児通所施設、障がい者相談支援事業所、生活保護、自立支援、母子父子生活支援、生活福祉資金貸付、ケースワーカー、医療機関、訪問看護、在宅医療相談室、社会福祉協議会、民生児童委員、保護司、市民 など



5-2 相談受理から支援までの流れ(フローチャート)〔参照:資料編8-1〕

ヤングケアラーの詳しい状況や、子どもの意向などが確認出来たら
関係機関の連携による、本格的な支援が始まります。



ヤングケアラー支援対応連絡会

代表者会議

各関係機関の代表者が集まり、個別事例の支援経過について検討し、ヤングケアラー支援の課題や必要な支援策など、効果的な支援体制について話し合います。

作業部会

関係機関の実務担当者が集まり、仮登録台帳をもとに、家庭の状況や支援の必要性を話し合う場です。

支援の必要性が認められたら、ヤングケアラーとして管理台帳に正式登録され、具体的な支援が始まります。

【連絡会構成員】

福祉政策課、生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、教育支援課、学び支援課、社会福祉協議会、子育て相談課

個別支援会議

ヤングケアラーとして正式に登録された個別ケースにかかわる機関の専門職が、相談機関の要請に応じて集まり、具体的な支援の導入やサービスの調整について話し合う場です。

(例) 介護支援専門員、障がい者相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、小中学校教諭、地域包括支援センター相談員、婦人相談所相談員、医療機関職員、児童相談所児童福祉士、子ども家庭相談室相談員 など

関係機関の“支援の糸”を「のばす」

私たちの支援は、ヤングケアラーだけでなく家族全体が“まるごと幸せ”になれる支援策が理想です。一方的な支援の押し付けに陥らないよう、当事者と一緒に考えて、その家庭が主体的に支援策を選択し、納得して利用できるような意思決定のお手伝いを心掛けたいものです。

そのためには、当事者の方々が、いつでも手を伸ばせば、支援につながるように、関係機関はそれぞれの「支援の糸」を常にその家庭へ伸ばしておくことが、ヤングケアラーへの支援のあり方では重要であるといえます。

No.	どんなニーズ？	利用できるサービス・相談窓口	担当機関
1	ヤングケアラー 本人の息抜き	ケアラーの居場所づくり	子育て相談課
		ケア対象者の短期入所サービス ※ケア対象者が①高齢者、②障がい児者、 ③乳幼児	介護保険課 障がい福祉課
		本人のショートステイ	保育・幼稚園課
			厚木児童相談所
2	ヤングケアラー 本人や家族が当 事者同士でつな がりたい	ピアサポート事業 ※当事者による相談	子育て相談課
		家族会 ※障がい者、高齢者などの家族	障がい福祉課
3	ヤングケアラー 本人の心身の ケア	養護教諭	学校(小・中・高)
		スクールカウンセラー	教育支援課
		スクールソーシャルワーカー	
		こども家庭相談室	子育て相談課
		医療機関（受診の支援）	
4	ヤングケアラー が幼い弟妹の世 話をしている	養育支援訪問サービス	子育て相談課
		ファミリー・サポート・センター	子育て相談課
		保育園の一時保育	保育・幼稚園課
		一時保護	厚木児童相談所
5	日常生活の支援	ファミリー・サポート・センター	子育て相談課
		※ひとり親家庭の半額助成制度あり	
		フードバンクえびな	福祉政策課
		ベビーシッター ※民間事業者 ワーカーズコレクティブ・ポケットなど	子育て相談課 (情報提供等支援)

No.	どんなニーズ？	利用できるサービス・相談窓口	担当機関
6	学習支援	ライフ・スタディ・サポート ①Paddle（海老名・大谷 中学校区） ②Sun（今泉・柏ケ谷 中学校区） ③まほう堂（有馬中学校区） ※生活困窮世帯の学習支援 えびなえんぴつの会（自主夜間中学）	学び支援課 教育支援課
7	ケアの対象者が 高齢者の場合	介護保険サービスの利用を調整 ※利用相談	地域包括支援センター 介護事業所(ケアネ) 介護保険課
8	ケアの対象者が 障がい児・者の 場合	障がい児・者支援サービスの利用を調整 ※居宅介護、短期入所、通院等介助、 移動支援、日中一時支援、児童通所支援、放 課後デイサービス みんなのこころの相談窓口	障がい福祉課 障がい者相談支援 事業所 社会福祉協議会
9	ケアの対象者が 医療的ケアを必 要とする場合	えびな在宅医療相談室 訪問看護（障がい児者、難病、癌など） 自立支援医療（精神障がい）	地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て相談課 健康推進課 障がい福祉課
10	経済的支援 （生活困窮）	生活保護 生活困窮者自立支援精度（経済、住居確保） 生活資金貸付 スクール・ライフ・サポート 各種奨学金制度 障害年金	生活支援課 生活支援課 社会福祉協議会 就学支援課 就学支援課 国保医療課
11	コミュニケーシ ョン支援	手話通訳 ヤングケアラー通訳支援事業	障がい福祉課 MIC かながわ事務局 (神奈川県委託事業)
12	ヤングケアラー 本人が家庭から 離れたい	児童一時入所 里親 母子生活支援施設入所	厚木児童相談所 厚木児童相談所 市民相談課

※上記の表は、令和3年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」における報告書「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」を参考にし、海老名市の実情に合わせて作成しました。

7

子どものSOSを「受けとめる」

大人たちによる発見から支援までのながれとともに、ヤングケアラーである子ども自身がSOSを発するため、相談体制を整備することはとても重要です。

こうした相談窓口の利用を促進するためには、子どもたちに「ヤングケアラー」そのものへの理解を深め、「いつでも」、「なんでも」相談していいんだよ。」ということを、繰り返し伝え続ける周知啓発活動が重要となります。

7-1 海老名市独自のヤングケアラー相談窓口〔参照：資料編8-2〕

海老名市では、令和5年10月からヤングケアラーに特化したLINE相談窓口「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」を開設しました。

ヤングケアラーの体験談や“つぶやき”などを紹介することで、子どもたちが「自分ももしかしたら…」といった気づきを促し、自分と同じ境遇の人がいることを知ることで、孤独感の軽減が図られます。

その先の相談につながることであれば、元ヤングケアラーである相談員たちが、子どもの気持ちに共感し寄り添いながら支援します。

7-2 相談窓口一覧

ヤングケアラー相談窓口		
名 称	連絡先 など	備考
海老名市ヤングケアラーほっとLINE	LINEID：@ebina_yc_hotline 相談窓口：10:00～19:00 LINE 受付：（毎日）24 時間 土日祝日・12/31～1/3 除く	
文部科学省 24 時間 子ども SOS ダイアル	TEL：0120-0-78310 受付時間：（毎日）24 時間	
かながわヤングケアラー等相談 LINE	LINEID：@kana-youngcarer 受付時間：（月）・（火）・（木）・（土） 14:00～21:00	

ヤングケアラー相談窓口		
名 称	連絡先 など	備考
かながわ子ども家庭 110 番	TEL：0466-84-7000 受付時間：（毎日）9:00～20:00	
	LINEID:@kana-kodomo110 受付時間：（月）～（土） 9:00～21:00	
児童相談所相談専用 ダイヤル	TEL：0120-1 8 9-7 8 3 受付時間：（毎日）24 時間	
人権・子どもホット ライン子ども専用電話	TEL：0466-84-1616 受付時間：毎日 9:00～20:00	
海老名市 こども家庭相談室	TEL：046-235-4825 受付時間：（月）～（金） 8:30～17:15	18 歳までのお子 さんとその家族の 相談全般
えびりーぶ （子ども相談専用 ダイヤル）	TEL：046-234-8762 受付時間： （平日）9:00～16:30 （土曜）9:00～12:00	20 歳までのお子 さんを対象にした 心理士による相談
障がい児・者のための 「みんなの心の相談」 くらしの相談（予約制）	TEL:046-244-3950 受付時間：（月）～（金） 8:30～17:15	対象は障がい児者 と家族 困っていること、 悩み全般対応
えびな在宅医療相談室	TEL：046-231-8650 受付時間：（月）～（金） 9:00～17:00	在宅医療や介護に 関する相談



資料編

8-1 「ヤングケアラー支援対応フロー」(気づきシート)

8-2 「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」リーフレット

8-3 「えびなのこどもたちへ」(海老名市教育委員会リーフレット)

8-4 「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会」

3-1 「ヤングケアラー支援対応フロー」(気づきシート)

3：多機関連携による支援

③教育支援センターとどこも家庭相談室で台帳に登録した児童の情報や支援方針、サービス導入を「ヤングケアラー支援対応連絡会作業部会」において確認し、最終的に正式登録をします。

④この台帳に登録された児童及び家庭は「ヤングケアラー」として支援(サービス)導入が可能となります。

⑤具体的な支援については、「ヤングケアラー個別支援会議」において、その家庭にかかわる関係機関により検討します。

⑥「ヤングケアラー支援対応連絡会代表者会議」では、事例の検討を行い、ヤングケアラーに必要な支援策や体制の在り方について検討します。

3：多機関連携による支援

③教育支援センターとどこも家庭相談室で台帳に登録した児童の情報や支援方針、サービス導入を「ヤングケアラー支援対応連絡会作業部会」において確認し、最終的に正式登録をします。

④この台帳に登録された児童及び家庭は「ヤングケアラー」として支援(サービス)導入が可能となります。

⑤具体的な支援については、「ヤングケアラー個別支援会議」において、その家庭にかかわる関係機関により検討します。

⑥「ヤングケアラー支援対応連絡会代表者会議」では、事例の検討を行い、ヤングケアラーに必要な支援策や体制の在り方について検討します。



- 19 -

8-2 「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」リーフレット

心にそっと、 未来にもっと

ヤングケアラーとは？
大人が担うようなケア責任を引き受け、
家事や家族の世話などを日常的に行っている
18歳未満の子どものこと。



障がいや病気のある家族のために
**ヤングケアラーが
日常的にしていること**



家計を支えるために
労働をして助けている



幼い兄妹の
世話をしている



買い物・料理・洗濯
などの家事をしている



勉強や受験、進学



部活などの課外授業



自分だけの時間を
持つこと



身体的なケアをしている
(車椅子、見守り、トイレの介助など)



精神的なケアをしている
(話し相手になる、愚痴を聞くなど)



通訳をしている



友達と放課後に
遊ぶこと



子どもらしく
自由に夢を描くこと



理解されること
気軽に相談すること

責任や負担の重さにより
**ヤングケアラーが
諦めてしまっていること**



勉強や受験、進学



部活などの課外授業



自分だけの時間を
持つこと



友達と放課後に
遊ぶこと



子どもらしく
自由に夢を描くこと



理解されること
気軽に相談すること

Support LINE

海老名市ヤングケアラーほっとLINE

お友だち登録受付中！

お友だち登録はQRコードから！▶



? 「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」って どんなところ?

こんにちは! 今日はどうしましたか?



相談スタッフ
あゆな



こんにちは!
ここではどんな相談ができますか?

海老名市ヤングケアラーほっとLINEでは、
ヤングケアラーの皆さんからの相談をもとに
元ヤングケアラーの先輩がチャットでお答えしています!



どんなことを話せますか?

日々の不安や愚痴など、
どんなことでも気軽に話しかけてください!
ヤングケアラー向けのお役立ち情報なども配信しています。



こんなことが
相談できるよ!

家族の
お世話の悩み

誰にも
話せない
家庭のこと

家族の
お世話による
友達との悩み

将来の悩み

進学や就職
に関する悩み

お友だち登録は右のQRコードから!



お問合せ

保健福祉部 子育て相談課 子ども家庭相談室 TEL:046-235-4825
海老名市教育委員会 教育支援課 教育支援センター TEL:046-234-8764



海老名市
ほろなま

8-3 「えびなのこどもたちへ」(海老名市教育委員会リーフレット)

えびなのこどもたちへ

こんなことしてない？

買い物・料理・そうじ

きょうだいの世話

見守り

声かけ・気づかい

通訳

バイトで家計を支える

アルコール、薬物をする
家族の世話

家族の看病

家族の世話

家族の介護

(©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: Izumi Shiga)

★ヤングケアラーとは

★家族のケアを行っている、18歳までの子どものことを言います。

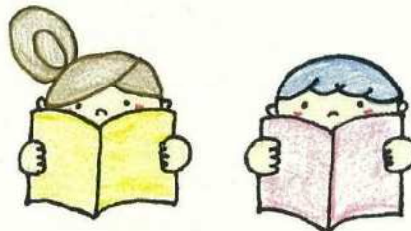
★気持ちはいろいろ

不安、怒り、好き、きらい、つかれる、うざい、めんどくさい、この先どうなるの？、家を去りたい、すきなことしたい、子供じみた、イタダ、競争したい、いろいろ考える、自分がすごい、決めたけいない、いそがしい、自分の人生は自分で決めたい、良い子でいると、つかれる、気持ち悪い、めんどくさい、自分かき？、嫌い、たのしい、ほめてほしい、ムカつく、

(サイト「子ども情報ステーション by ぶるすあるは」を参照)

みんなは守られるべき大事な存在

子どもの権利条約の第 28 条に
「教育を受ける権利」があります。
みんなが学ぶことのできる環境を、
大人たちはつくらなければなりません。



ヤングケアラーのみなさんへ



いつも年齢以上の役割をしてくれてありがとう。

しんどい、困った、わからない、もうイヤ...

って気持ちになっていませんか？

そういう気持ちになることは当たり前なんです。

大人の役割を引き受けることは大変です。

難しいと思うけど、あなたの「しんどい」を大人に渡してください。

大人の力を使ってください。

子ども時間はあなたのものです。

自分のために使ってください

(サイト「子ども情報ステーション by ぶるすあるは」より引用)

いつでも相談してください

・えびーぶ(子ども相談専用ダイヤル)

TEL:046-234-8762

受付時間:9:00~16:30(平日)

9:00~12:00(土曜日)

・児童相談所

TEL:0570-783-189(なやみいちはやく)

受付時間:毎日24時間受付

・文部科学省24時間子ども SOS ダイヤル

TEL:0120-0-78310(なやみいおう)

受付時間:毎日24時間受付

・人権・子どもホットライン子ども専用電話

TEL:0466-84-1616

受付時間:毎日9:00~20:00



LINE で相談
できます。

あびぬ市教育委員会より

8-4 「ヤングケアラー支援対応連絡会」

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげることで、本来、児童が等しく持つ子どもらしく生きる権利の回復を目指し、海老名市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）との連携のもと、福祉サービスをはじめとした社会資源の包括的な調整を行う関係機関の連携体制の構築を図るため、海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で規定するヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳以下の子どもであって、当人の健全な成長、発達や学習、自立などに支障が生じている者とする。

（所掌事項）

第3条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 要対協との連携

支援の必要な児童については、市の要対協において要支援児童として受理し、当該家庭にかかわる機関が参画して個別サポートチームを組織し、共通認識のもと、協力して支援にあたるものとする。

（2） 本市のヤングケアラーの実態把握に関する協議

潜在的な当事者を把握するため、生活困窮者支援、地域、介護、障がい福祉関係、学校等教育関係諸機関への調査を実施するにあたり、調査の範囲や調査項目等について検討する。

（3） 関係機関による支援ネットワークの構築等に向けた協議

支援の可否を判断する「海老名市版アセスメントシート」の検討、関係機関担当者によるヤングケアラーの発見から、支援調整につなぐまでの流れな

ど、早期の発見から支援までの円滑な連携の在り方について検討する。

(4) 支援対象児童等への対応事例報告及び協議

要対協による支援経過を情報共有し、様々な事例の評価検証を行うことで、より効果的な支援について検討を行うものとする。

(5) 関係機関及び市民への周知啓発事業の実施

ヤングケアラーに関する理解を深めるための研修会や、一般市民に向けた周知啓発事業を実施する。

(6) その他必要な事項

(組織)

第4条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表に掲げる構成員をもって組織する。

3 会長は、委員の中から子育て相談課長をもって充てる。

4 副会長は、委員の中から教育支援担当課長をもって充てる。

5 会長は連絡会を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会長は、必要と認めるときは、連絡会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(会議)

第5条 連絡会は会長が招集する。また、連絡会は、必要に応じてその構成員の一部をもって開催することができる。

(作業部会)

第6条 連絡会に、その所掌事務の細部にわたる事項について検討及び作業を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会は次の者をもって構成する。

(1) 委員の所属する課等の職員の中から委員が指名する者

(2) 作業部会は、必要に応じてその構成員の一部を以て開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 連絡会及び作業部会の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。当該構成員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第8条 連絡会の事務局は、子育て相談課におき、連絡会及び作業部会の庶務は当該事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

連絡会構成員

委 員	福祉政策課長 生活支援課長 障がい福祉課長
	地域包括ケア推進課長 介護保険課長 子育て相談課長
	教育支援担当課長 学び支援課長 社会福祉協議会

海老名市ヤングケアラー支援対応ガイドライン

～大切な人のために頑張っている子どもたちにわたしたちができること～

令和5年10月発行

製 作
事務局

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会
海老名市保健福祉部子育て相談課